

設立の経緯及び主な変遷について

平成元年6月、1年余の検討を経てとりまとめられた農政審議会報告「今後の米政策及び米管理の方向」は、「米の我が国の食生活及び農業に占める格別の役割の重要性を踏まえ、国内自給を基本とし、国による一元的な輸出入管理体制や米の需給および価格の安定を図るといふ食糧管理制度の基本的役割を維持することが必要」との前提の下に、今後の米管理の方向として「生産者および流通業者の自主性が発揮され、需要に対応した生産、流通が行われるよう、市場原理がより活かされる仕組みとしていくべき」との考え方を示した。そして、この立場から「自主流通米について需給動向や品質評価に対応し、弾力的な価格形成が行われるよう価格形成の場を設定すること」を課題として提起した。

これを受けて、平成元年9月「自主流通米価格形成の場」検討会が食糧庁に設置され、平成2年4月まで、11回にわたる検討を経て報告書がとりまとめられた。それまで、自主流通米の価格は自主流通協議会うち米部会における価格交渉を通じて決定（自主流通協議会方式 ※1）されており、売り手である指定法人の手で一部に入札の手法もとり入れられていたが、価格形成の透明性・公平性に欠け、需給動向や品質評価を十分反映した価格が形成されていない、という問題点が指摘されてきた。

検討会報告書は、これら従来 of 値決め方法に代って、公正な第三者機関の管理の下に、売り手、買い手が集まり、入札によって判りやすい形で価格形成を行うことにより、競争原理の導入と透明性や公平性を確保するための具体的手法を明らかにするものであった。

食糧庁は平成2年5月「自主流通米価格形成の場」対策室及び同推進本部を発足させ準備を急ぎ、同年8月24日、財団法人自主流通米価格形成機構設立発起人会が開催され、これに基づき農林水産大臣に設立許可申請を行い、同年8月30日農林水産大臣の設立許可によって財団法人自主流通米価格形成機構が正式に発足する。

9月には、東京事務所を港区虎ノ門に開設するとともに大阪事務所を大阪市北区西天満に開設し、同年10月31日に平成2年産第1回入札取引（東京）を開催し、その後20年にわたる入札取引の第一歩を歩み出すこととなる。その後は毎年産ごとに入札

取引の仕組みを見直し、需給動向、品質評価をよりの確に反映した価格形成を図るための方策を関係者とともに検討し幾多の改善を進める。

平成5年12月のウルグアイ・ラウンド農業合意を踏まえ、平成6年8月農政審議会報告「新たな国際環境に対応した農政の展開方向」がとりまとめられ、その中で「自主流通米の価格形成の場については、法制度にこれを位置付けるとともに、透明性の確保や需給実勢の的確な反映が必要である一方、生産者の営農と消費者家計の安定が要請されていることも踏まえ、入札の仕組みを改善する必要がある。」と提起された。 ※2

これを受け、平成7年11月1日食糧管理法が廃止、食糧法が施行され、「自主流通米価格形成センター(以下:センター)」(全国を通じて1個指定)が食糧法に規定されたことに伴い、財団法人自主流通米価格形成センターに名称を変更するとともに食糧法第48条第1項に基づくセンターとして指定を受ける。

平成14年11月食糧庁の生産調整に関する研究会報告「水田農業政策・米政策再構築の基本方向」がとりまとめられ、その中で、今後の価格形成のあり方として、自主流通米価格形成センターを中核的な取引の場として整備するため、①指標価格の相対取引への一律適用、義務上場等を廃止、②取引の場を制度的に1つに限らず、複数の取引の場の形成を妨げない等が提起された。 ※3

平成16年4月1日食糧法改正により、計画流通制度が廃止され、法律上の名称が「米穀価格形成センター」に改称された。同時に、取引参加者の参加要件の大幅緩和、複数のセンターの設立、先物禁止規定の削除等の法改正が行われた。

これに伴い財団法人全国米穀取引・価格形成センターに名称を変更し、改正食糧法第18条第1項に基づく「米穀価格形成センター」として指定を受ける。

そのほか、平成16年産取引からそれまでの入札会場を廃止することとし、FAX及びパソコンからの入札申込とした。これにより同年7月に大阪事務所の廃止及び東京事務所の縮小(中央区築地に移転)等による運営経費の大幅な節減を図る。

計画流通制度の廃止により、いわゆる義務上場が廃止されたこと等から16年産の

上場数量はピーク時の半分以下に落ち込んだ。その後も流通の多様化等の進行を背景に、取引当事者が相対取引を優先する動きを加速させたことから上場数量の減少の流れは止まらず、平成19年産には上場数量が6万トンを割る事態に陥り、更なる運営経費の縮減が必要と判断され、平成20年7月に事務所を文京区湯島に移転した。

平成20年産以降の取引においては、更に上場数量が減少し価格形成の場としての機能が果たせない状態が続くこととなり、平成2年産の取引開始以来、平成5年産の大不作に伴う自主流通米の実質的な政府管理により入札取引を停止した時期を除き、約20年にわたって米取引の指標となる価格の形成を担ってきたセンターはその役割を終え、平成23年3月に解散することとなった。

※1 自主流通協議会方式

- ・ 自主流通協議会は、指定法人(全農、全集連)及び卸売業者団体(全糧連、全米商連、全農)で構成、食糧庁の通達に基づき設置。
- ・ 自主流通の全般的な調整その他自主流通の円滑な実施を図ることが目的。
- ・ 自主流通米の価格決定は、主要ブロック(札幌、東京、名古屋、大阪、福岡)ごとに、指定法人(全農、全集連)と卸売業者との当事者間の交渉により決定。年間同一の価格(建値)。
- ・ 昭和61年産米より、従来と同様に建値で取引が行われる部分(基礎的流通部分)の他に、入札によって価格を決定する部分(変動的流通部分。年間流通量の約2割。)を導入。平成元年産米より、基礎的流通部分を「通常取引」、変動的流通部分を「入札取引」に改める。

※2 新たな国際環境に対応した農政の展開方向(抄)(平成6年8月 農政審議会)

Ⅲ 今後の農政の展開方向

2 新たな米の管理システムの構築

(2) 新たな米管理システムの方向

3) 米の流通態様と価格形成

(米の価格形成)

ア 自主流通米の価格形成の場については、法制度にこれを位置付けるとともに、透明性の確保や需給実勢の的確な反映が必要である一方、生産者の営農と消費者家計の安定が要請されていることも踏まえ、入札取引の仕組みを改善する必要がある。

※3 水田農業政策・米政策再構築の基本方向(抄)(平成14年11月29日 生産調整に関する研究会)

Ⅲ 集荷・流通制度の改革

3 今後の価格形成のあり方

- (1) 新たな安定供給体制の下では、様々な需要に即した多様な取引の実態を反映した価格が形成され、それが他の取引の目安ともなるような公正・中立

な取引の場を育成・拡充する必要がある。このため、現行の自主流通米価格形成センターを改組し、次のような改善措置を講ずることにより、中核的な取引の場として整備する。

- ① 取引の仕組みについては、指標価格の相対取引への一律適用や義務相場等を廃止し、主要銘柄の定期的入札を実施するほか、新たにスポット取引、逆オークション取引等の多様な取引を実施する。
 - ② 取引の公正と中立性を強化するため、差別的取引の禁止等のルールを確立する。これらの措置の具体化に当たっては、関係者間で十分協議・調整を行うこととする。
- (2) なお、公正・中立な市場取引を円滑に発展させる観点から、上記の取引の場を制度的に一つに限ることはせず、複数の取引の場の形成を妨げないこととする。